

第5章 事業計画

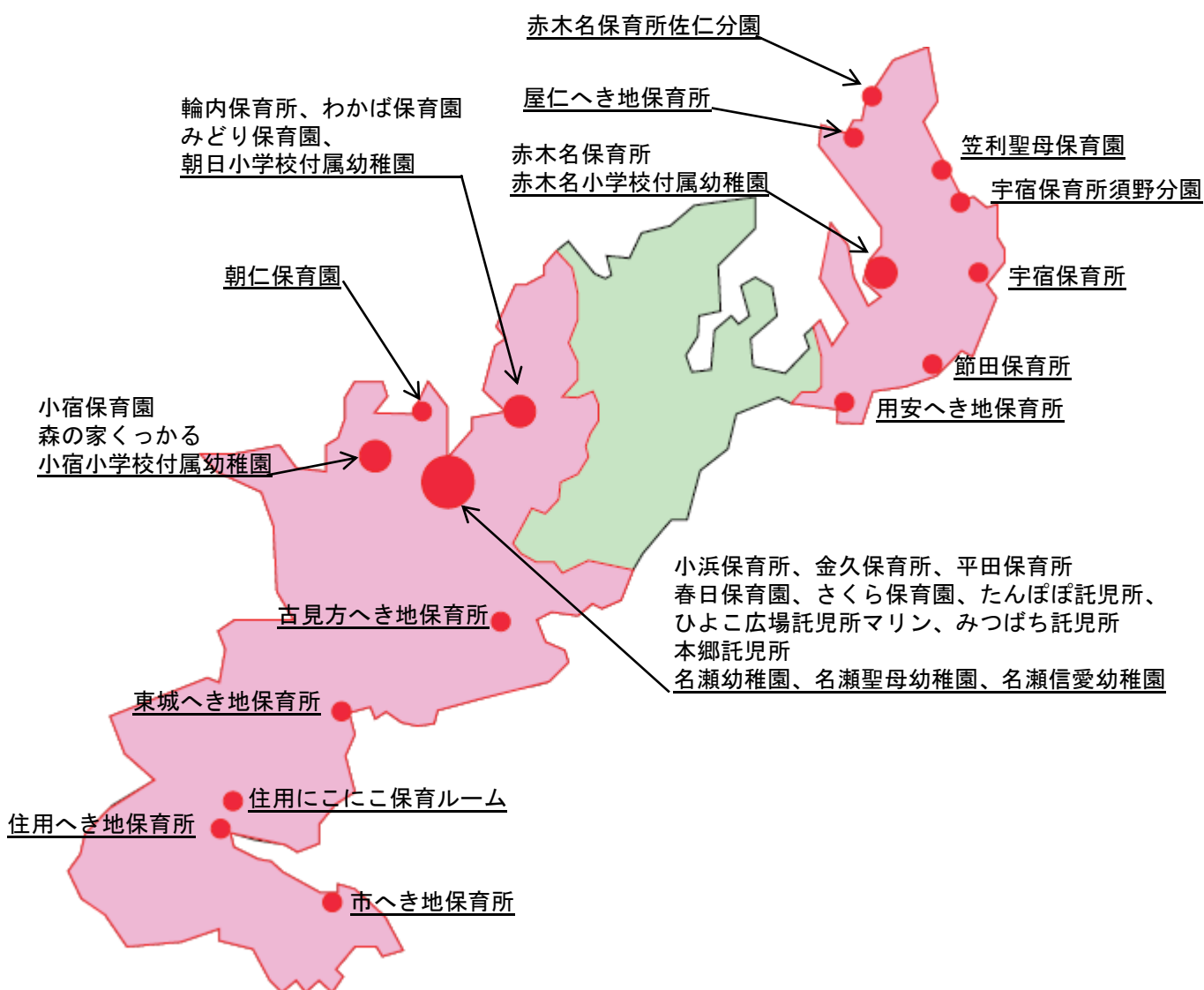
教育・保育提供区域の設定
幼児期の学校教育・保育の量の見込み
地域子ども・子育て支援事業
その他事項

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられており、この「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に「量の見込み」および「確保方策」を記載するとともに、地域型保育事業の認可の際の需給調整を判断することとされています。

「教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」を通じた共通の区域として、「奄美市全域の1区域」と設定します。

但し、各事業の確保・方向性にあたっては、名瀬地区・住用地区・笠利地区の人口や施設整備状況を踏まえて設定します。



2 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

幼児期の学校教育・保育の量の見込み

市は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

市に居住する子どもについて、「現在の教育・保育施設等(幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設)の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

教育・保育の認定区分

- 【1号認定】 3～5歳 幼児期の学校教育
(子ども・子育て支援法第19条1項1号に該当：教育標準時間認定)
- 【2号認定】 3～5歳 保育の必要あり
(子ども・子育て支援法第19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定)
- 【3号認定】 0～2歳 保育の必要あり
(子ども・子育て支援法第19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定)

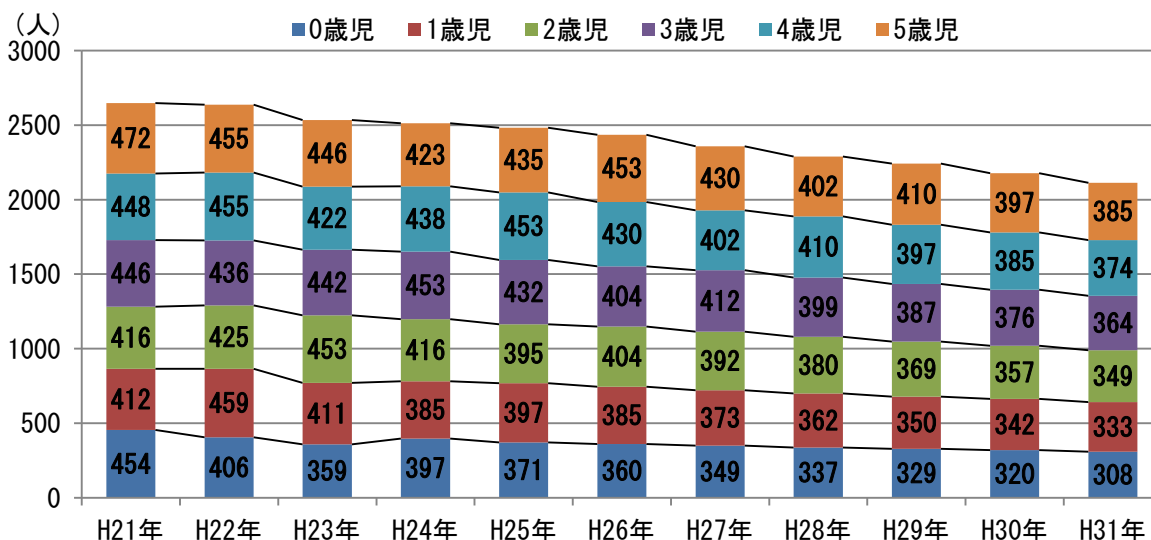
【 児童人口推計 】

(1) 奄美市全体

奄美市の児童人口は、年々減少することが予想され、計画期間最終年度の平成31年には2,113人になると推計されます。

奄美市全体の年齢別・年度別実績及び推計児童数（H26年以降は推計値）

区分	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
0歳児	454	406	359	397	371	360	349	337	329	320	308
1歳児	412	459	411	385	397	385	373	362	350	342	333
2歳児	416	425	453	416	395	404	392	380	369	357	349
3歳児	446	436	442	453	432	404	412	399	387	376	364
4歳児	448	455	422	438	453	430	402	410	397	385	374
5歳児	472	455	446	423	435	453	430	402	410	397	385
合計	2,648	2,636	2,533	2,512	2,483	2,436	2,358	2,290	2,242	2,177	2,113

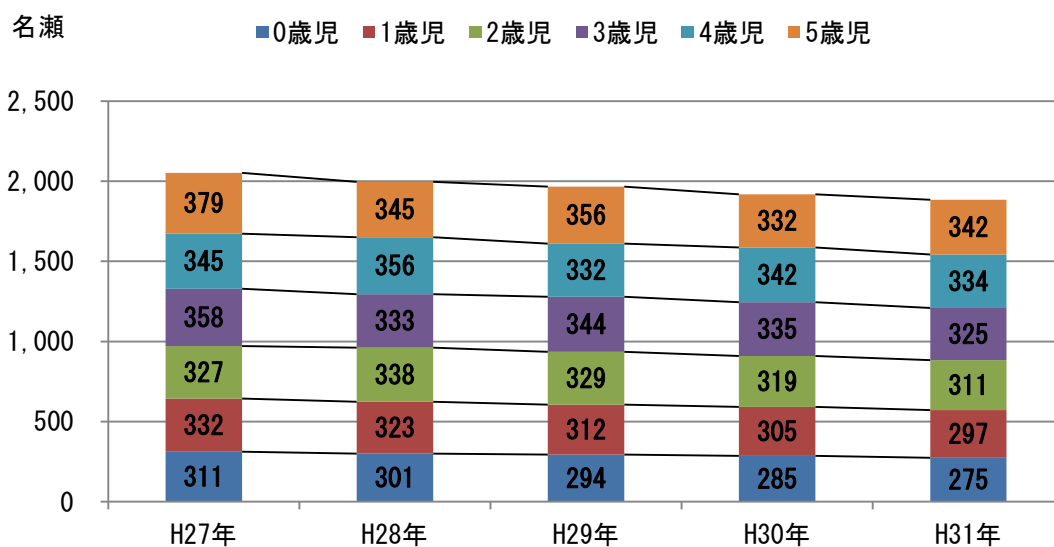


(2) 名瀬地区

名瀬地区の児童人口は、計画期間当初が2,052人、計画期間最終年度の平成31年には1,884人になると推計されます。

名瀬地区の年齢別・年度別推計児童数

区分	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
0歳児	311	301	294	285	275
1歳児	332	323	312	305	297
2歳児	327	338	329	319	311
3歳児	358	333	344	335	325
4歳児	345	356	332	342	334
5歳児	379	345	356	332	342
合計	2,052	1,996	1,967	1,919	1,884

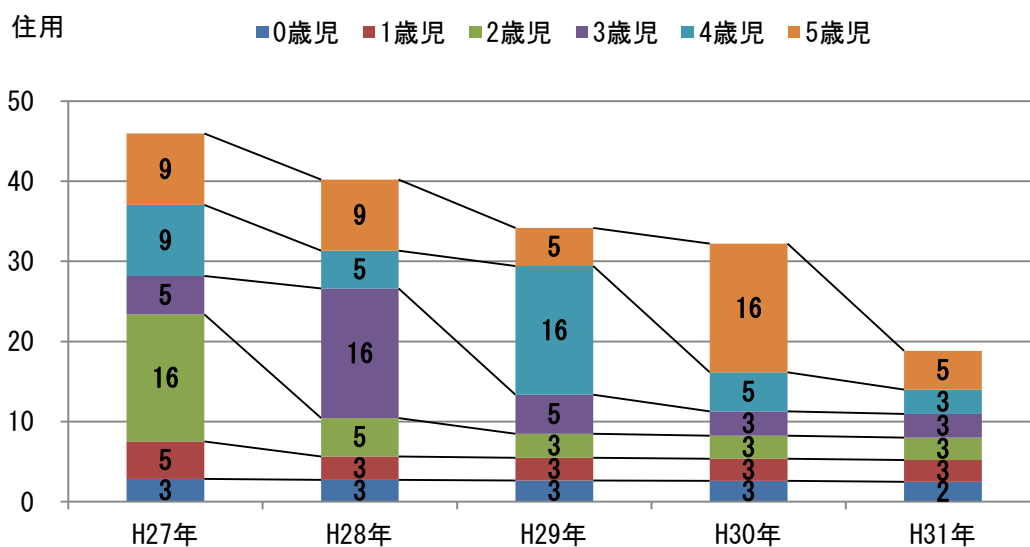


(3) 住用地区

住用地区の児童人口は、計画期間当初が 46 人、計画期間最終年度の平成 31 年には 19 人になると推計されます。

住用地区の年齢別・年度別推計児童数

区分	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
0 歳児	3	3	3	3	2
1 歳児	5	3	3	3	3
2 歳児	16	5	3	3	3
3 歳児	5	16	5	3	3
4 歳児	9	5	16	5	3
5 歳児	9	9	5	16	5
合計	46	40	34	32	19

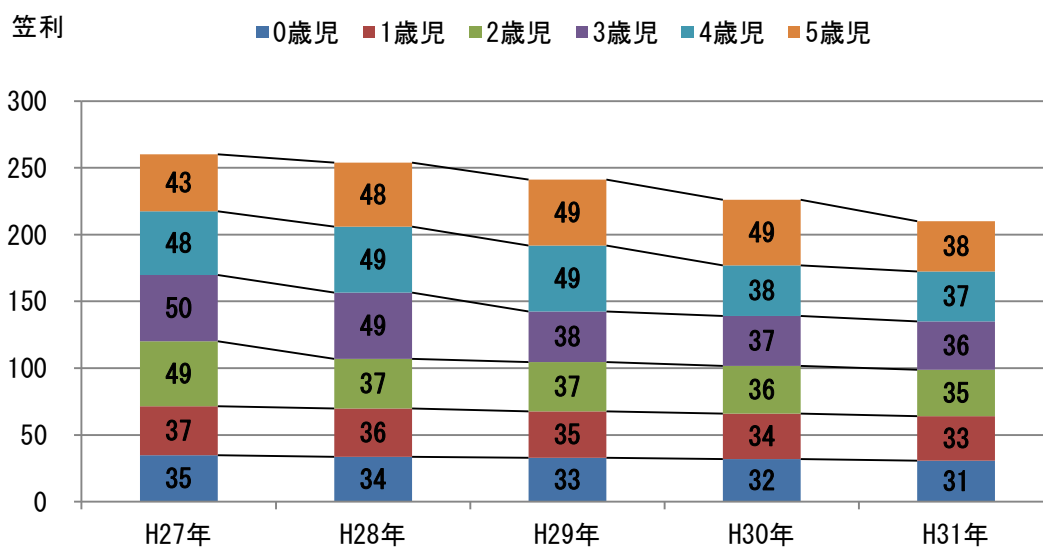


(4) 笠利地区

笠利地区の児童人口は、計画期間当初が 260 人、計画期間最終年度の平成 31 年には 210 人になると推計されます。

笠利地区の年齢別・年度別推計児童数

区分	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
0 歳児	35	34	33	32	31
1 歳児	37	36	35	34	33
2 歳児	49	37	37	36	35
3 歳児	50	49	38	37	36
4 歳児	48	49	49	38	37
5 歳児	43	48	49	49	38
合計	260	254	241	226	210



【 現在の教育・保育利用状況と今後の量の見込み 】

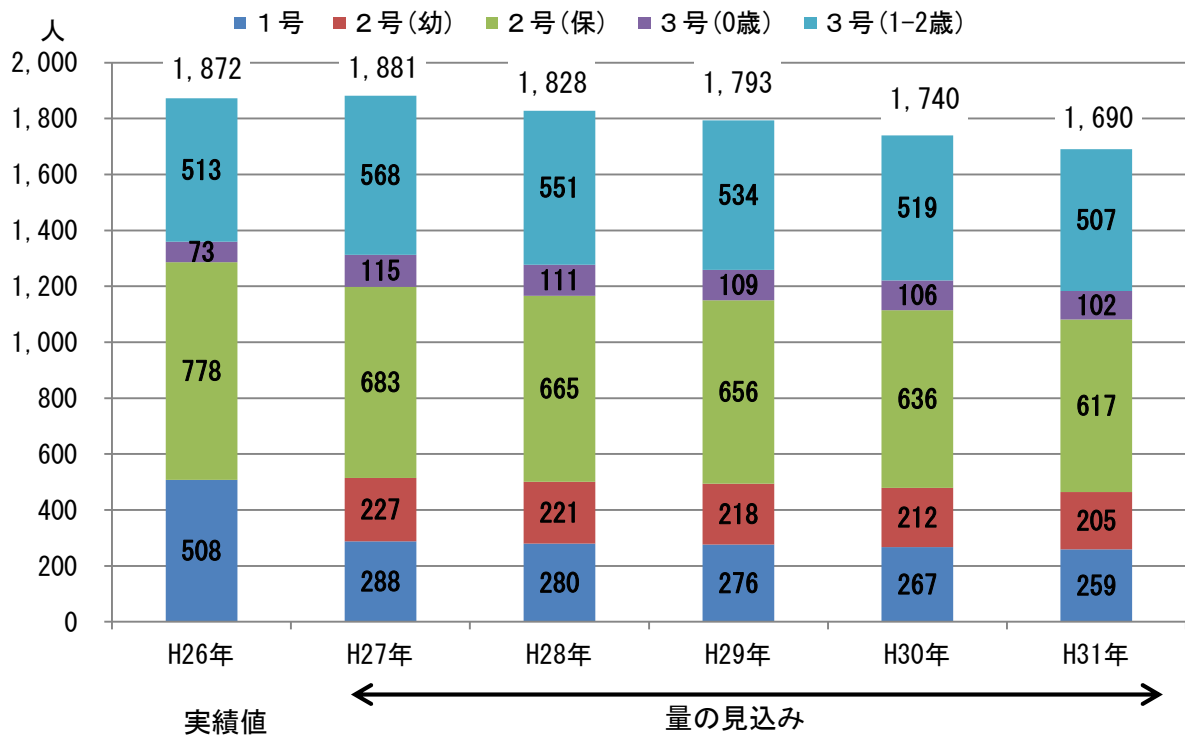
(1) 奄美市全体

①現在の教育・保育利用状況(平成26年6月現在)

- 幼稚園(1号認定)の利用状況は、508人となっています。
- 保育所(2号認定)の利用状況は、778人となっています。
- 保育所(3号認定、0歳児)の利用状況は、73人となっています。
- 保育所(3号認定、1～2歳児)の利用状況は、513人となっています。

②ニーズ調査による今後の教育・保育利用希望(平成27年～平成31年)

- 幼稚園(1号認定)の利用希望状況は、259～288人となっています。
- 教育の利用希望が強い保育所利用希望(2号認定)の状況は、205～227人となっています。
- 保育所(2号認定)の利用希望状況は、617～683人となっています。
- 保育所(3号認定、0歳児)の利用希望状況は、102～115人となっています。
- 保育所(3号認定、1～2歳児)の利用希望状況は、507～568人となっています。



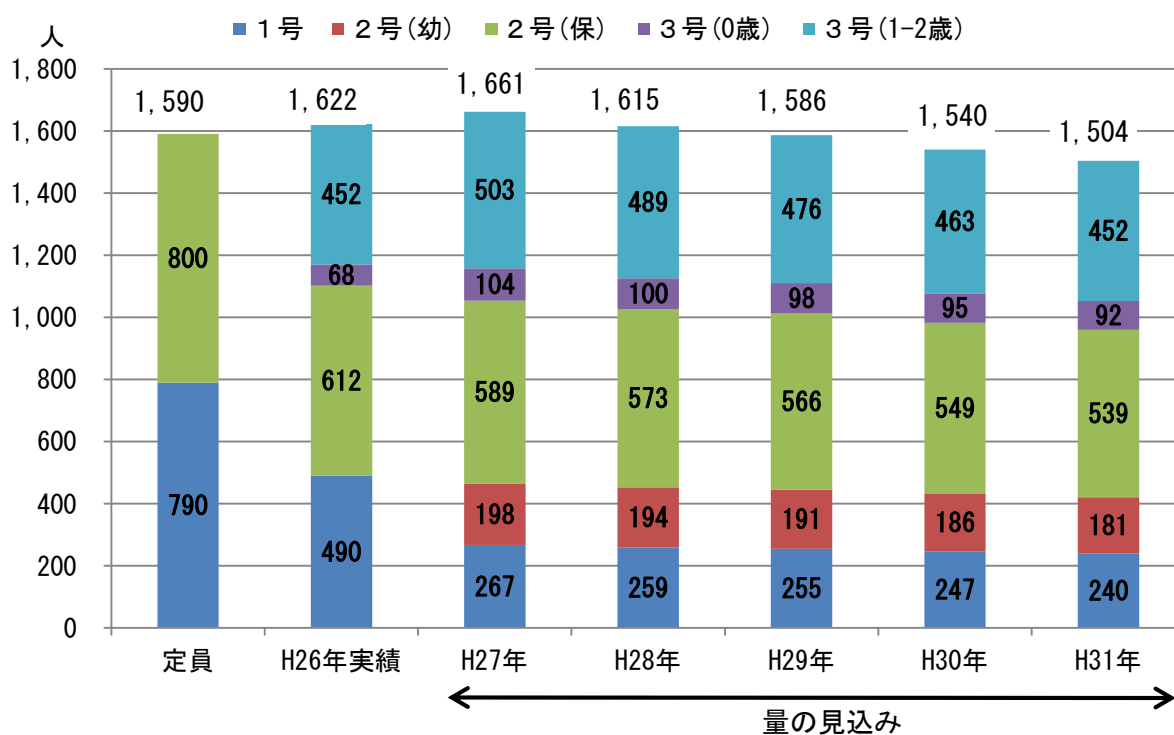
(2) 名瀬地区

①現在の教育・保育利用状況(平成26年)

- 幼稚園(1号認定)の利用状況は、490人となっています。
- 保育所(2号認定)の利用状況は、612人となっています。
- 保育所(3号認定、0歳児)の利用状況は、68人となっています。
- 保育所(3号認定、1~2歳児)の利用状況は、452人となっています。

②今後の課題(平成27~31年)

- 1号認定+2号認定(教育ニーズ)は465人であり、幼稚園の定員数790名で確保可能となります。
- 2号認定(保育ニーズ)+3号認定は1,196人であり、保育所定員数800人を超えており、288名を確保する大幅な定員増が必要であり、とりわけ3号認定の確保方策が必要となります。



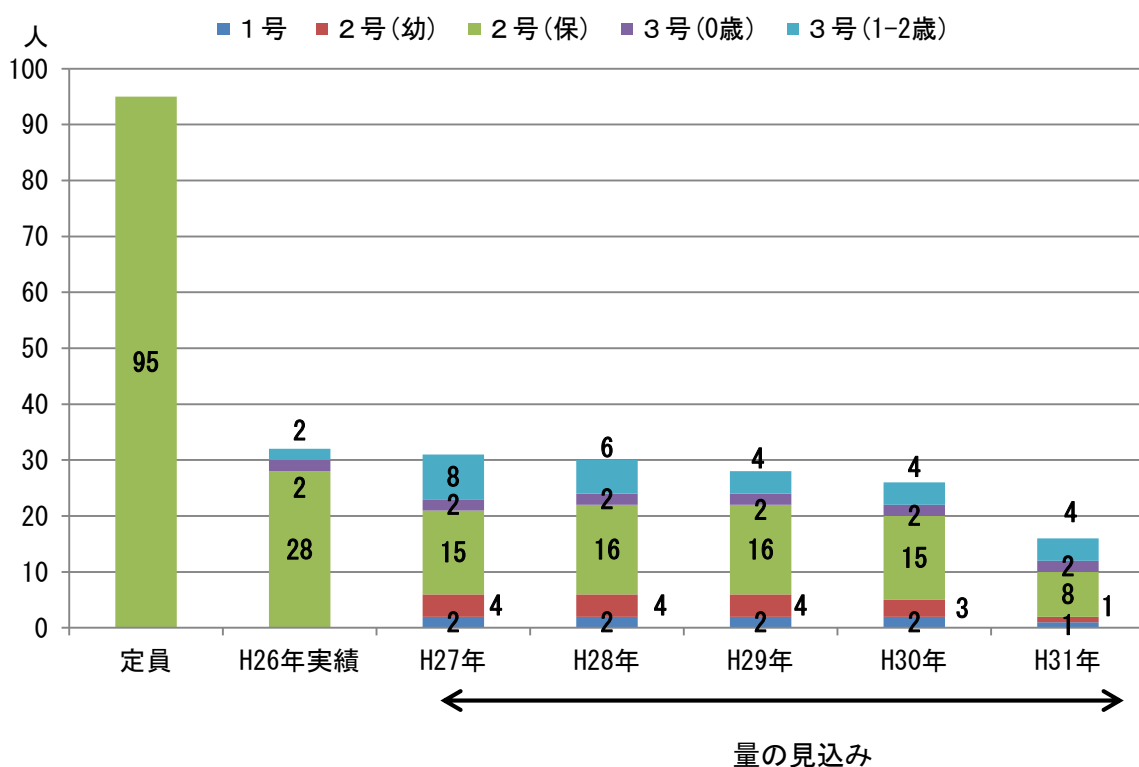
(3) 住用地区

①現在の教育・保育利用状況(平成26年)

- 幼稚園(1号認定)の利用状況は、0人となっています。
- 保育所(2号認定)の利用状況は、28人となっています。
- 保育所(3号認定、0歳児)の利用状況は、2人となっています。
- 保育所(3号認定、1-2歳児)の利用状況は、2人となっています。

②今後の課題(平成27~31年)

- 1号認定+2号認定(教育ニーズ)は6人いますが、住用地区は、1号認定の確保施設がない状況となっています。
- 2号認定(保育ニーズ)+3号認定は25人です。うち、3号認定は10人となっていますが、現状のへき地保育所においては、3歳未満児受入を実施しておらず、家庭的保育にて3号認定の受入れを行っています。
- 子どもの数が減少しており、現状のままでは各へき地保育所において年齢に応じた保育が難しくなり、子どもにとって必要な教育・保育の確保が喫緊の課題です。



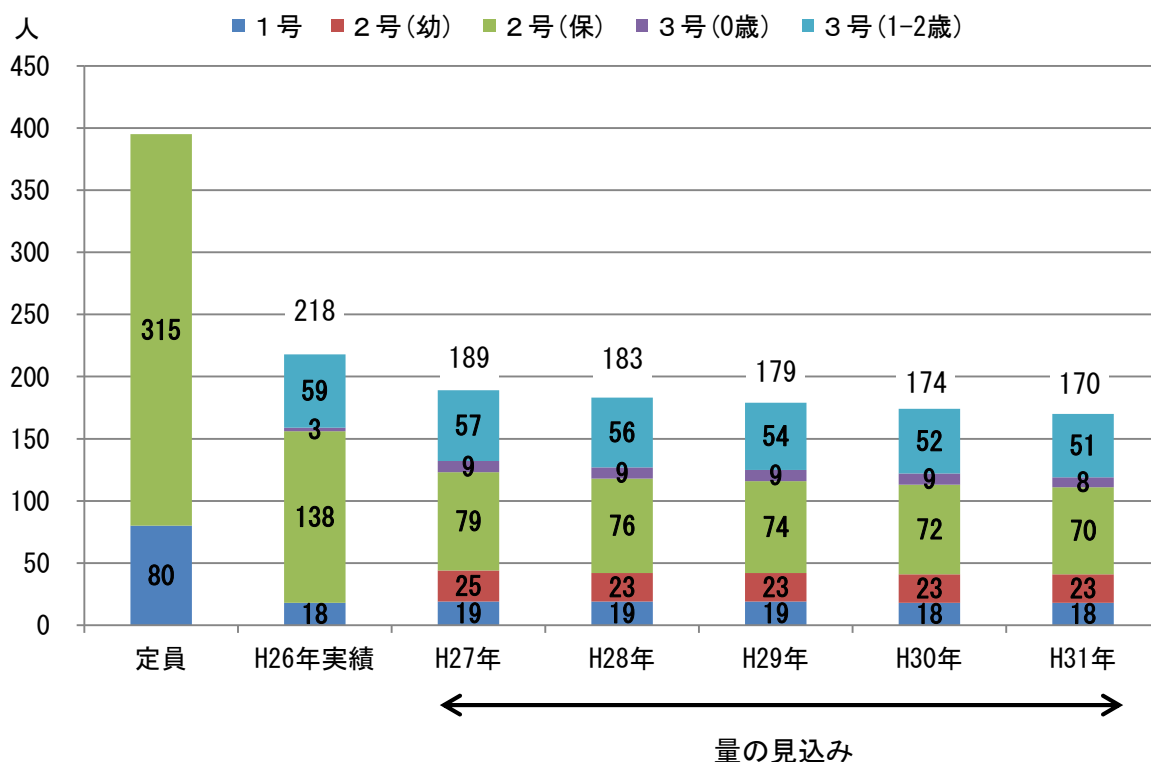
(4) 笠利地区

①現在の教育・保育利用状況(平成26年)

- 幼稚園(1号認定)の利用状況は、18人となっています。
- 保育所(2号認定)の利用状況は、138人となっています。
- 保育所(3号認定、0歳児)の利用状況は、3人となっています。
- 保育所(3号認定、1~2歳児)の利用状況は、59人となっています。

②今後の課題(平成27~31年)

- 1号認定+2号認定(教育ニーズ)は44人となっており、幼稚園の定員数80名で確保可能となります。
- 2号認定(保育ニーズ)+3号認定は145人となっています。うち、3号認定は66人となっていますが、へき地保育所においては、3歳未満児受入を実施しておらず、総定員数では確保可能ですが、3号認定の受入態勢が課題となることが予想されます。
- 子どもの数が減少しており、現状のままでは各保育所において年齢に応じた保育が難しくなり、子どもにとって必要な教育・保育の確保が喫緊の課題です。



【提供体制の確保の内容及びその実施時期】

市は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

市は、計画期間について、「量の見込み」に対応するよう「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

（１）教育・保育の量の見込み

市の教育・保育の見込みは、計画期間初年度は 1,881 人、計画最終年度は 1,690 人の利用が見込まれます。

教育・保育の量の見込み

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
1号認定+2号認定(教育ニーズ)	515	501	494	479	464
1号認定	288	280	276	267	259
2号認定(教育ニーズ)	227	221	218	212	205
2号認定(保育ニーズ)	683	665	656	636	617
3号認定	683	662	643	625	609
0歳児	115	111	109	106	102
1-2歳児	568	551	534	519	507
合計	1,881	1,828	1,793	1,740	1,690



(2) 1号認定+2号認定(教育ニーズ)の確保方策

1号認定+2号認定(教育ニーズ)は、幼稚園及び認定こども園で対応します。

奄美市内の幼稚園、認定こども園の利用定員数は、545人を予定しており、計画期間中において、確認を受けない幼稚園の特定教育・保育施設への移行促進に努めます。

利用定員数が量の見込みを上回ることから、確保方策は足りていますが、2号認定(教育ニーズ)を確保は、一時預かり(一般型・幼稚園型)の確保が併せて必要になります。

1号認定+2号認定(教育ニーズ)量の見込み・確保方策

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	515	501	494	479	464
1号認定	288	280	276	267	259
2号認定(教育ニーズ)	227	221	218	212	205
②確保方策(利用定員数)	545	545	545	545	545
特定教育・保育施設	260	375	375	375	375
確認を受けない幼稚園	285	170	170	170	170
②-①過不足	30	44	51	66	81

(3) 2号認定(保育ニーズ)の確保方策

2号認定(保育ニーズ)は、H27年度は待機児童が89名予想されており、H29年において度待機児童0(ゼロ)を目指し、保育所、認定こども園及び地域型保育事業及びへき地保育所で対応します。

奄美市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業及びへき地保育所の2号認定の確保方策は、認可保育所の定員増や既存施設の認定こども園もしくは地域型保育事業への移行促進に努め、計画中間年度の平成29年度に利用定員数658人を予定しており、利用定員数が、量の見込みを上回ることが予想されます。

2号認定(保育ニーズ)量の見込み・確保方策

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	683	665	656	636	617
②確保方策(利用定員数)	594	594	658	656	654
特定教育・保育施設	540	540	615	615	615
地域型保育事業等	54	54	43	41	39
小規模保育等	0	0	17	15	13
へき地保育所	54	54	26	26	26
②-①過不足	-89	-71	2	20	37

【小規模保育事業を確保方策とすることについて】

小規模保育事業は、連携施設を設定して、卒園後の受け皿を確保することが求められます。連携施設の設定については、5年間の経過措置が設けられていますが、経過措置期間中に連携施設が設定できず、卒園後の受け皿が見つからない場合には、定員の範囲内で、特例給付を受けて、引き続き、小規模保育事業を実施することが可能です。

【へき地保育所を確保方策とすることについて】

一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている「認可外保育施設」を確保方策として計画に記載することも可能です。

(4) 3号認定(0歳児、1-2歳児)の確保方策

3号認定(0歳、1-2歳)は、H27年度の待機児童、特に1・2歳児が184名と多数予想されており、H29年度に待機児童0(ゼロ)を目指し、保育所、認定こども園、地域型保育事業及びへき地保育所で対応します。

奄美市内の3号認定(0歳児)の確保方策は、認可外保育施設等の新制度への移行促進に努めることにより、平成29年度において利用定員115人とし、量の見込み(109人)を満たし、計画中間年度以降、利用定員数が量の見込みを満たすことが予想されます。

また、3号認定(1-2歳児)の確保方策も、認可外保育施設等の新制度への移行促進に努めることにより、平成29年度において利用定員535人とし、量の見込み(534人)を満たし、計画中間年度以降、利用定員数が量の見込みを満たすことが予想されます。

3号認定(0歳児・1-2歳児)量の見込み・確保方策

区分	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度	
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	115	568	111	551	109	534	106	519	102	507
②確保方策(利用定員数)	106	384	106	427	115	535	115	535	115	535
特定教育・保育施設	104	376	104	388	104	433	104	433	104	433
地域型保育事業等	2	8	2	39	11	102	11	102	11	102
小規模保育等	2	2	1	33	11	96	11	96	11	96
へき地保育所	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6
②-①過不足	-9	-184	-5	-124	6	1	9	16	13	28

【地域型保育事業について】

地域型保育事業は、市町村が認可する新たな事業で、小規模保育事業(定員6名以上～19名以下)、家庭的保育事業(定員5名以下)、事業所内保育事業等をいいます。



(5) 保育利用率の目標設定について

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

①保育利用率

満3歳未満の子どもの数全体に占める保育所、認定こども園又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合。

$$\text{保育利用率} = \text{3号子どもに係る保育の利用定員数} / \text{満3歳未満の子どもの数全体}$$

②保育利用率の目標値の設定

市町村は、平成29年度末までに、量の見込みに対応する保育の量を確保することとされていることから、平成29年度以降の「保育利用率の目標値」は、市民ニーズ調査により把握した3号に該当する子どもの保育の利用希望の割合（保育利用率目標値）とし、61.3%とします。

$$\text{平成29年度 } 643 \text{ 人 (0-2歳利用希望)} / 1,048 \text{ 人 (0-2歳推計児童数)} = 61.3\%$$

各年度における「保育利用率」は、各年度の推計児童数に占める確保方策(表「3号認定(0歳児・1-2歳児)量の見込み・確保方策」の「②確保方策(利用定員数)」欄に記載した利用定員数)の割合とします。

保育利用率目標値は、平成29年度以降において、達成できる見込みとなっています

3号認定 保育利用率の推移

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①保育利用率目標値	61.3%	61.3%	61.3%	61.3%	61.3%
②保育利用率	43.9%	49.4%	62.0%	63.8%	65.6%
確保方策(利用定員数)	490	533	650	650	650
0-2歳推計児童数	1,114	1,079	1,048	1,019	990

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って以下の事業を実施します。(子ども・子育て支援法第59条)

なお、地域子ども・子育て支援事業の区域設定は、教育・保育提供区域と同じように、奄美市全域の1区域と設定します。

事業名		実施状況
地域子ども・子育て支援事業	①地域子育て支援拠点事業	名瀬地区で実施（港町子育て支援センター）しています。
	②妊婦健康診査	名瀬・住用・笠利各支所で実施しています。
	③乳児家庭全戸訪問事業	26年度より実施しています。
	④養育支援訪問事業	26年度より実施しています。
	⑤子育て短期支援事業	現在実施していません。
	⑥子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	現在実施していません。
	⑦一時預かり事業	名瀬及び笠利地区で実施しています。
	⑧延長保育事業	名瀬地区で実施（認可保育所で実施中）しています。
	⑨病児保育事業	名瀬地区で実施（奄美中央病院へ委託）しています。
	⑩放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	名瀬及び住用地区で実施（8ヶ所）
	⑪利用者支援事業【新規事業】	新規事業のため、国の審議状況を踏まえ、地域子育て支援拠点事業と合わせて検討します。
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】	新規事業のため、国の審議状況を踏まえて検討します。
	⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】	新規事業のため、国の審議状況を踏まえて検討します。

①地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

奄美市では、地域子育て支援拠点事業を市内1カ所（港町子育て支援センター）で実施しており、過去の事業実績は、1,373人回/月から1,649人回/月で推移しています。

事業実績

区分	H23年度	H24年度	H25年度
利用人数【人回/月(月延べ)】	1,649	1,415	1,373
実施箇所	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは1,515人回/月から1,705人回/月で推移しています。
- 地域子育て支援拠点事業については、過去の実績から量の見込みに対しての確保は可能ですが、詳細な住民ニーズを把握し、実施箇所、開所日数、開所時間等を検討します。

確保方策

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
①量の見込み【人回/月(月延べ)】	1,705	1,651	1,604	1,559	1,515	
確保方策	②【人回/月(月延)】	1,705	1,651	1,604	1,559	1,515
	【箇所】	1	1	1	1	1
②-①過不足	0	0	0	0	0	



②妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【 現状 】

奄美市の妊婦健康診査の平成23年度から平成25年度の事業実績は、4,448人回/年から4,873人回/年で推移しています。

事業実績

区 分	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実績【人回/年(年延べ)】	4,873	4,448	4,797

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、過去の事業実績平均値4,706人回/年とします。
- 妊婦健康診査については、市内3カ所(本庁及び支所)にて、母子健康手帳交付時に受診券を配布するとともに、妊婦健康診査の内容や必要性について周知を図り、医療機関受診を促進します。

確保方策

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み【人回/年(年延べ)】		4,706	4,706	4,706	4,706	4,706
確保方策	②【人回/年(年延べ)】	4,706	4,706	4,706	4,706	4,706
	【受診券配布窓口】	3	3	3	3	3
②-①過不足		0	0	0	0	0



③乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【現状】

奄美市では乳児家庭全戸訪問事業を平成26年度から実施しており、平成26年度の事業実績見込みは380人を予定しています。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、0歳児の推計児童数とし、308人から349人で推移していきます。
- 乳児家庭全戸訪問事業の確保方策は、市内3カ所(本庁及び支所)にて対応します。

確保方策

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み【人】		349	337	329	320	308
確保方策	②【人】	349	337	329	320	308
	【対応箇所】	3	3	3	3	3
②-①過不足		0	0	0	0	0

④養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状】

奄美市では養育支援訪問事業を平成26年度から実施しており、平成26年度の事業実績見込みは10人を予定しています。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、平成26年度の事業実績見込みと同等とし、10人としています。
- 養育支援訪問事業は、市内3カ所(本庁及び支所)にて対応します。

確保方策

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み【人】		10	10	10	10	10
確保方策	②【人】	10	10	10	10	10
	【対応窓口】	3	3	3	3	3
②-①過不足		0	0	0	0	0

⑤子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【現状】

現在、奄美市では、子育て短期支援事業を実施していません。

【確保方策及び今後の方向性】

- ニーズ調査結果からは、量の見込みは把握できず、事業実施の予定はありませんが、本庁及び支所の3カ所を窓口として、児童相談所等の関係機関と連携し対応を行います。

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

現在、奄美市では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施していません。

【確保方策及び今後の方向性】

- ニーズ調査結果からは、量の見込みは把握できませんでしたが、自由意見では事業実施を望む声が多く寄せられ、地域での子育て支援を推進するうえで重要な位置を占める事業であり、初年度に180人日/年、平成28年度以降360人日/年の確保方策を検討します。

確保方策

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 量の見込み【人日/年(年延べ)】	180	360	360	360	360
② 確保方策【人日/年(年延べ)】	180	360	360	360	360
②-①過不足	0	0	0	0	0

⑦一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【現状】

奄美市では、2つの私立幼稚園において在園児を対象とした「預かり保育」を実施しており、平成26年度の実績見込みは23,400人日/年です。

保育所等における一時預かり事業は、3箇所で開催しており、平成26年度の実績見込みは4,138人日/年です。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、ニーズ調査結果より算出した値が、過去の実績と大きく乖離していることから過去の実績を踏まえ1号認定による利用を767人日/年から849人日/年、2号認定による利用を29,609人日/年から32,799人日/年としています。

上記以外の利用はニーズ調査結果より5,874人日/年から6,561人日/年としています。

- 今後、保護者の就労時間が下限時間(48時間)未満の子どもは、一時預かり事業で対応することから、利用者が増加することが見込まれます。

確保方策としては、現在「預かり保育」を実施している幼稚園と「一時預かり」を実施している保育所等で対応することとし、対応が困難な場合は、一時預かり施設を追加するなど、利用希望者全員が利用できますように一時預かり事業の拡充に努めます。

確保方策

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	①在園児対応型(1号認定) 【人日/年(年延べ)】	849	827	815	791	767
	②在園児対応型(2号認定) 【人日/年(年延べ)】	32,799	31,929	31,481	30,532	29,609
	③上記以外【人日/年(年延べ)】	6,561	6,370	6,231	6,051	5,874
確保方策	④在園児対応型 上段【人日/年(年延べ)】	23,400	23,400	23,400	23,400	30,376
	下段【施設数】	2	2	2	2	3
	⑤上記以外(保育園等) 上段【人日/年(年延べ)】	6,561	6,370	6,231	6,051	5,874
	下段【施設数】	3	3	3	3	3
在園児対応型過不足 ④－(①＋②)		▲10,248	▲9,356	▲8,896	▲7,923	0
上記以外過不足 ⑤－③		0	0	0	0	0

⑧延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施します。

【 現状 】

奄美市では現在、7カ所(名瀬地区のみ)にて延長保育を実施しており、平成26年度の利用事業実績見込みは528人となっています。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、実績値を採用し528人とします。
- 今後、短時間保育認定の子どもによる延長保育事業利用が見込まれることから、延長保育事業の拡充に努めます。
- 仕事と生活の調和の実現のため、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が求められており、住用・笠利地区の延長保育事業の拡充に努めます。

確保方策

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み【人】		528	528	528	528	528
確保方策	②【人】	528	528	528	528	528
	【箇所】	7	7	7	7	7
②-①過不足		0	0	0	0	0

⑨病児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【 現状 】

奄美市では市内1カ所の医療機関(奄美中央病院)と病児・病後児保育事業を契約(3人/日)して実施しています。

平成24年度から平成26年度の事業実績(見込み含む)は257人日/年から200人日/年で推移しています。

事業実績

区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度見込み
実績【人日/年(年延べ)】	257	202	200

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、実績値を考慮し250人日/年としています。
- 仕事と生活の調和の実現を支援する点から、病児保育のニーズが多く、今後も市内医療機関と連携し、安心な子育て環境の確保に努めます。

確保方策

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み【人日/年(年延べ)】		250	250	250	250	250
確保方策	【人日/年(年延べ)】	936	936	936	936	936
	【箇所】	1	1	1	1	1
②-①過不足		686	686	686	686	686

⑩放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

奄美市では、現在、低学年を対象とした放課後児童健全育成事業を市内8カ所にて実施しています。

平成22年度から平成26年度までの事業実績(見込み含む)は、低学年が185人から278人、高学年が6人から18人となっています。

事業実績

区 分		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度 見込み
低学年	年間利用実績【人】	185	196	210	255	278
	実施箇所数【箇所】	6	6	7	7	8
高学年	年間利用実績【人】	14	19	16	6	18
	実施箇所数【箇所】	6	6	7	7	8
合計【人】		199	215	226	261	296

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、ニーズ調査結果では、低学年・高学年併せて523人から563人としていますが、現状との開きが大きいので調整し、下表のとおりとします。
- 放課後児童健全育成事業は、現在、名瀬及び住用地区で実施しており、放課後子ども総合プランなど、放課後の子どもの居場所を確保するための他の事業とも連携し、今後も、必要な者が支援を受けられるよう努めます。
 - ・学校と連携し余裕教室の活用等で利用定員を増やす確保方策を検討します。
 - ・笠利地区での放課後児童健全育成事業の実施を検討します。
 - ・発達障がい児をはじめとする障がい児の受入れを実施します。
 - ・放課後子ども総合プランへの取組については、今後、福祉部局と教育委員会が連携して協議の場を設置し検討します。

確保方策

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の 見込み	利用者数（低学年）【人】	288	321	321	321	321
	利用者数（高学年）【人】	24	45	45	45	45
	① 利用者数【人】	312	366	366	366	366
確保 方策	② 利用可能数（低・高学年）【人】	325	325	335	350	366
	実施箇所数	放課後児童クラブ	8	8	8	9
②-①過不足		13	▲41	▲31	▲16	0

1. 趣旨・目的

共働き家庭等の「小1」の壁を打破するとともに、時代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童クラブ」という。)及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(以下「放課後子供教室」という。)の計画的な整備等を進める。

2. 国全体の目標

全ての児童(小学校に就学している児童をいう。以下同じ)の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進め、平成31年度末までに、全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することを目指す。

また、新たに放課後児童クラブを又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用し、小学校内での実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。

3. 事業計画

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的整備していくことが必要である。

市町村が計画的に両事業の整備を進めていけるよう、国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について、次世代育成支援対策推進法に基づき行動計画策定指針に記載し、市町村は以下に掲げる内容について市町村行動計画に盛り込むこととする。

市町村行動計画に盛り込む内容	奄美市の計画内容
1. 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量(※数値目標必須)	10箇所
2. 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量(※数値目標必須)	平成31年度までに、1箇所は整備することを目指します。
3. 放課後子供教室の平成31年度までの整備計画	関係者で構成する協議会等で実施に向け計画的な整備を検討し実施します。
4. 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	協議会等で一体的又は連携による実施に向け計画的な整備を検討・推進します。
5. 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策	小学校に訪問し関係者と話し合う機会をもち、放課後子ども総合プランについての理解を促します。
6. 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化します。
7. 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	開所時間延長の必要性を協議し、必要があると認められると31年度までの実施を目指します

⑪利用者支援事業【新規事業】

子ども及びその保護者等、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【事業概要】

●利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」、「相談」、「利用支援・援助」を行います。

●地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等を行います。

●母子保健型は、保健師等の専門職が全ての妊産婦を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態です。

【今後の方向性】

●保育を希望する保護者の相談に応じ、認可保育所や幼稚園での保育資源・保育サービスについて、情報提供を行う窓口として地域子ども子育て支援拠点事業1箇所と市役所窓口(本庁、支所)を検討します。

●単なる情報提供の場でなく、子育てニーズを把握し、関係機関との連携、調整、活動情報の提供や発信など、利用者にわかりやすく伝わるよう工夫していきます。

●母子保健に関する相談にも対応ため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)の整備を検討します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

●今後、事業の必要性について検討し、必要に応じ助成を実施します。



⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

【事業概要及び確保方策】

●巡回支援

【目的】

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ることを目的としています。

【事業内容】

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①～⑤のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとする。

- ①事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
- ②事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
- ③小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
- ④小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
- ⑤その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業

【支援対象】

保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者を対象とします。

【本市の確保方策】

新規参入施設等の事業者への支援について、本市の教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、市内既存施設による対応で充分であり、現時点において新規参入事業者に対する巡回支援の検討・実施は予定していません。

●特別支援

【目的】

子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な主体による事業実施を促進することが必要であるため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子ども（以下「対象障害児」という。）を認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ることを目的としています。

【実施場所】

認定こども園

【対象となる子ども】

- ・認定こども園に在籍している対象障害児
- ・対象障害児の障害の範囲や認定方法等は私学助成や障害児保育事業における自治体の実施状況を踏まえて検討します。

【補助対象及び補助要件】

- ・当該認定こども園において、2人以上の障害児（対象障害児以外も含む）を受け入れていること。

【本市の確保方策】

特別支援が特に必要な子どもに対する支援として、今後の国の方針を踏まえ検討します。

4 その他事項

(1) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及を図ります。

(2) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所または地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所または地域型保育事業の整備を行います。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切にする働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に取り組みます。

具体的には、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取り組みを実施します。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座を開催するなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境の整備に努めます。

(4) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みを進めます。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、平成26年度より取り組んでいる養育支援事業につなげていきます。

②社会的養護体制の充実

地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するため、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力を通じ、地域の中で社会的養護が行えるよう支援体制の整備を図ります。

③ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難な母子家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

具体的には、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、家庭児童相談室に配置されている2名の相談員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費支給等、さらには自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

④障害児施策の充実

障害児施策は、教育・保育等に携わるものの専門性の向上や、専門家の協力などにより、子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、障害福祉計画等各施策と連携し、総合的に推進します。

また、保護者への情報提供を行い、事業利用の円滑化を図ります。

